

【巻頭言】「教学」の原点にたち帰ろう—40 号を記念して
 -----「立命館の民主主義を考える会」

【編集後記】 教育・研究・学生抜きの学園ガバナンス

【巻頭言】

「教学」の原点にたち帰ろう --40 号を記念して--

「立命館の民主主義を考える会」

「考える会」発足から4年半が経過して

私たち元教職員の『ニュース』も、この4年半の間に40号を重ねることになった。立命館の民主主義の再生が、私たちの共通の思いなのだが、現実には遅々として進まないことへの苛立ちと怒りが、紙面に噴き出ているようである。私たちの「考える会」が発足したのが2007年の12月、当時は理事会（前理事長）の「専断的なやり方が学内に大きな断層を生み、不信を広げ」、「立命館が戦後一貫して大切にしてきた民主主義が大きく崩れてきている状況」（結成の呼びかけ文）が深刻になっていたときであった。2004～5年には、理事長主導の「総長選任制度」への改変と一方的な「一時金1ヶ月カット」の強行などが続いていた。

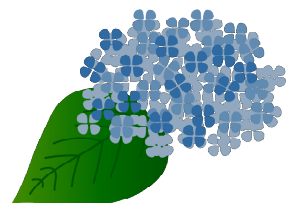
加えて、2007年4月に発覚した理事長・総長の退任慰労金倍増問題に対する教職員や学生の批判的な動きが強まるとともに、翌年5月の特別転籍問題をきっかけに文科省を含む社会的非難も高まって、立命の現状に対する危機意識が、方向性が異なるとはいえ、理事会をさえ巻き込んで共有されるようになった。2008年9月には理事長・総長の「声明」がだされ、「学園執行部に対する不信感や距離感」の早急な克服、「急ぎすぎたトップダウン方式」が招いた教学現場からの乖離の反省が語られ、教育・研究の真の内実化と質の向上、教職員の誇り・働きがい・参画を「今後の学園創造の主軸」に据えていくことが表明された。そして2009年には、ふたたび全学構成員参加の原則による「総長選

挙制度」を取り戻そうとする運動が広がり、大きな成果を収めるに至った。

ところが、2010年の夏に茨木キャンパス問題が突如提起されて以来、事態はまた逆転していく。取り組まれようとしていた「教学の内容づけ」（新中期計画）とは全く切り離されたところで、積み立てられてきた基本金の多くを使って土地だけを先行取得するという「トップダウン」のやり方が、理事長主導—総長追従で再現していったからである。「教学内容よりも教学諸条件（土地・建物）を先行させる逆の進め方もあり得る」と強弁された言い訳が、いまどのような教学改革論議の萎縮と閉塞を全学に生みだしつつあるのか、その現実の帰結を3つのキャンパスのそれぞれに則して冷静に反省すべき時であろう。

この進め方に対して教学の現場や教授会からの批判・反対が強くなっていったのは当然で、それが学部長理事の多数を占めるようになるにつれ、しだいに学外の理事の数だけが学園首脳部の拠りどころとなり、ますます学内における教学の中身の検討から離れていくことになる。

教学上のリーダーシップよりも、体制上の地位保全がもつぱらの腐心事になってしまう。もうこの辺りで、本来の原点である「教学」課題の内容にたち帰って考えていくべきではないか。



「一時金訴訟」判決にいわゆる「規範意識」

私たちは、こんどの訴訟判決がそのような教学への回帰のまたとないきっかけとなってくれることを心から期待していた。

「考える会」の『ニュース』前号「一時金訴訟の判決文を読んで」に述べておいたように、その下された法的判断の基礎に



キーワードとして置かれていたのが、大学・学園内で形成される「規範意識」（自分の行為を律する基準であると同時に他者の行為を評価する基準ともなる主観的な表象、だから普遍性をもつ）という概念であって、当然それには生活・労働的諸次元だけでなく教学的諸次元も深く関わってくるからである。というより、むしろ教学のことが中心になっていくのが本来の姿であろう。

今回の判決においても、一時金・生活給問題と関連して、「研究力強化、研究ファンドの創設」「大学院手当ての増額」「教育力の飛躍的高まり」さらには「学費の負担の重さ」などの教学問題が、論点として登場していたことが記されている。ところが、それらが理事会による一時金カットの「口実」としてだけ使われ、疑問や批判を受けるとすぐ撤回して別のものに取り替えられていった（「説明内容を変遷させていった」）。その不誠実なやり方に対する「たしなめ」も判決文の行間からは読み取れるようである。

主として生活関連問題にそくして、理事会に「誠実交渉義務違反があったとみる余地がある」と指摘されているのであるが、学問と教育の府にあってはなによりも教学問題の領域においてこそ「誠実交渉義務違反」が糾さなければならないであろう。しかも、それは本来、外部の判断を仰ぐべきものではなく、私たちが学内で自律的に取り組むべき課題なのである。

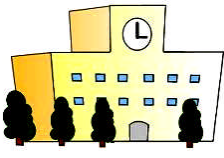
全体として、生活関連問題についても教学問題についても、誠実な「協議と交渉」を通じて形成される合意内容が、「規範」や「基準」として定着してゆくというプロセスが、理事会側にはほとんど理解されていなかった。理事会の「専断」が立命館の「規範」である、と頭から決め込んでいたかのようなのである。だから、判決の前に、判決内容を検討することもなく、「敗訴のばあいは控訴する」と決めていて、即時にその手

続きがとられたのである。判決の主旨にそって、どのような法的判断が「理事会の規範意識」とは違っているのかを、「認定事実」にそくして具体的に反証していくという労は一切取られなかった。裁判の過程でも、そのような反論は全く聞かれなかった。初めから、誠実な交渉を通じて合意形成をはかるという共通の土俵作りそのものが、否認されているように思われるのである。

出発点にあった教学課題の枠組みは

私たちが「教学の原点に帰ろう」と言うとき、なによりも教学を軸に置いた学内における合意形成のあり様の再生を意味しているのである。そのさい、1980年代に入って「新たな学園創造」の段階と称されるようになった、その出発点に置かれていた教学課題の枠組みを今いちど想起しておくのも必要なように思われる。内外情勢の構造的ともいえる変化の下で、「社会に開かれ社会に支えられた大学」創造の新たな課題に応じていかなければならないという全学的論議のなかで、2つの軸—「情報化」「国際化」などともなう「あらたな教学の領域（新学部・新学科、既存学部の拡充・再編）」を切り開いていくという軸、他方での「致命的」とも表現された教育・研究諸条件の立遅れ、70年代まで続く本学積年の課題「研究と教育の水準の質的飛躍」という軸—が立てられ、その接点に「学園規模」問題が置かれて、両者の軸の「厳しい緊張関係」を自覚しながら「あえて挑戦」を試みるという枠組みが提起されたのであった。だから、新学部・新学科の設置や既存学部の拡充・再編は、それぞれにおける教学の質的な内容・条件の裏付けがあるかどうか具体的に点検されながら進められなければならないのであった。

しかしその後の経過は、明らかに前者の軸にシフトしていった、後者の軸の著しい立遅れを示した。

そのことがその後、例えば「教職員対学生数比」の劣位、「教室・施設条件」の不足、そして最終的には「キャンパス狭隘化」などの問題として噴出するようになり、「外延的拡大」ではなくて「内包的充実」「ゆとり」を求める共通した声に結集していくのである。皮肉なことに、理事会の「学

園政策」の忠実な解説を試みようとした『立命館百年史 3 巻（最終稿）』が、教学や業務・労働・生活の諸条件についての検討をほとんど欠落させており、そこに理事会の政策的関心が置かれていなかったことを逆に裏書するものとなっている。そこでは、「学園規模」問題がもっぱら前者の軸だけに重ねられ、その規模の連続的な拡大がこの間の歴史的過程のなによりの成果として叙述の中心に据えられている。

教学を主軸に置いた学内の合意形成を

上の 2 つの軸の「緊張関係」「矛盾」の具体的な顕現は、学園の社会的評価を汚すことでも何でもなく、当初から想定されていたことで、その新たな解決を通じてこそ次の局面への前進が図れていくものなのである。それを隠蔽したり無視したりしようとする、一面的で硬直した学園政策が続いていくことになる。社会的にも、今回の判決文において、「被告の財政状態が良好であったことは前記認定事実から明らかであり」、巨大な基本金の蓄積についても数字が挙げられている反面で、「同規模の他の私立大学

（9 私大）と比較すると被告の教職員の年収が低い水準にある状況」や教員一人当たり学生数の劣位などが指摘されていた。そして、「安定した収入があるのをそのままにして、明確な用途があるわけでもないのに」と判断が下されるよ

うなところにまで来ているのである。そのことが、退任慰労金倍増や茨木キャンパス先行取得などの安易な姿勢を生みだしていくことにつながっていったのであろう。



独善的専断的な「トップダウン」方式がもつ最大の欠陥は、現場のリアルな教学実態から次第に乖離していった、大学・学園のあり方の全体的総合的な検討と判断を歪めてしまうところにある。先に挙げられていたような「教育力」「研究力」の内実、そして「生活・労働諸条件」の実態、それらを「学費の重い負担」との相互関係のなかで厳しくつき合わせ、全学的な論議

と合意形成を繰り返しながら、たえず学園政策を点検し改善していく、といった民主的な仕組みが働かなくなることなのである。教育と研究をめぐる国内外の情勢が厳しくなりつつある今日、教学の根本に立ち帰った再検討が何よりも大事になっている。「学生のために」を合言葉にした学内での自律的な営みを、新たな「規範」形成に向けて再生させていく必要があると考える。

どこに教学再生の希望を見出していけばよいのか

今回の一時金訴訟判決にさいして出された長田理事長・川口総長の 4 月 11 日付け声明は、「本法人の規範意識」とするところと「大きな齟齬」があるから控訴したと述べるのみで、自らを省みる謙虚な姿勢を全く欠くところに特徴がある。教職員の多くを巻き込んだ訴訟だというのに、そして理事会の反省なき態度こそが問われているというのに、このような開き直りをあえて行うところに、わが学園の頂点にある人々の倫理的資質の欠落を感じざるを得ない。それでいて文書の最後には取って付けたように、「円満な解決」を図りたいから「和解」の努力をするとされる。和解の基礎には「共通の土俵」となるものが必要であるが、はたして立命館における「普遍的な規範意識」の存在と意義を認めようとするのであろうか。

茨木キャンパス問題以来、教学からますます遠ざかっていく理事長や総長に期待するのは、もう難しいことのように思われる。ただ一つの望みは、学部長理事の一致した意思表示（4 月 10 日・17 日）が示す打開の方向であり、それを下から支えている日増しに数を加える現教職員の賛同署名であり、また教職員組合の大会決議や職場決議であろう。私たち「考える会」に集う元教職員も、現在の動向を注視し、必要な協力を惜しまない覚悟をもっている。現役の皆さんのいっそうの奮起に期待したい。

＜文責：芦田 文夫＞

※お詫び：カンパを頂いた皆様には、ニュースの発行に合わせて領収書をお送りさせて頂いております。

その点で、領収書の発行が遅くなりました事、お詫び申し上げます。

＜事務局＞



教育・研究・学生抜きの学園ガバナンス

学園トップ二人がヘゲモニー争いを展開していたせいなのかどうなのか、全学には不透明な空気が流れています。なにか啞然、呆然といったドタバタ劇の展開。そのくせ、茨木キャンパス開設に向けた動きだけが加速されています。そもそもあの劇は茶番だったのか、新キャンパスを急ぐことだけが二人の共通の利害であったということなのか。真相は藪の中ですが、不愉快きわまる成り行きです。

「キャンパス創造を進める会」ニュース No.13 (4月26日付け)が明らかにしたように、川口総長は3月、11人の学部長に「理事長選出の基準と候補者」を諮問し、その答申を受理しながらも、結局のところ答申に背いて、長田理事長の居座りを黙認したままです。総長は言語不明瞭で意味不明、八方美人で風見鶏だというのが、教職員のあいだに定着したイメージなのだそうですが、今回のドタバタ劇は更に一層、優柔不断な無責任ぶりを際立たせるものでした。

理事長もまた、総長に輪をかけた無責任ぶりです。年頭所感で「いつまでも権力にしがみつくつもりはない」としおらしいことを言っておきながら、学外理事が参加する4月末の一般理事会では、しおれた花が栄養剤で瞬間的に生きを戻すように、「任期いっぱい務めたい」と空威張りの姿を見せたい。それも、往く年波には勝てないのか健忘症がひどく、少し前に渡されたメモを読み忘れ、総務担当常務にせかされて読み上げたという、お粗末な仕儀であったようです。

こんな学園トップ二人が、なおのうのうとその職にあるというのは、恥ずかしいかぎりです。「立命館民主主義」は、その役員選出のあり方を中心に、再度見直す必要があるでしょう。学園に誇りをもつなら、誇りのもてる役員を選出する必要があるのです。

加えて更に、もう一人。かつて川本理事長（現顧問）は、「西の文部省」を自称したことがありました。結果的に見れば、文部科学省の新自由主義的な大学政策に便乗し、市場原理による大学淘汰を逆手にとって拡大路線を突っ走り、勝ち馬の荒い鼻息を吐いていただけのことかもしれません。しかし、外部への拡大が内部における民主主義の縮小を伴ったものであったことは、今回の一時金訴訟においても明らかであり、判決文でさえ話し合いを拒否する理事会の体質を問題にしています。その理事長（現顧問）に「後継指名」された者たちが、少子化の動向を無視し、他大学との連携や協同を省みることなく、相も変らぬ規模拡大に走っている。現顧問は、多分後継者の未熟な振舞いを嘆きつつも、山之内跡地応募の不手際の修復を口実に、「門川市長励ます立命人の集い」(5/25)を仕掛け、学園があたかも“円満”に運営されているかのアドバルーンを打ち上げています。顧問という役職は、どうやら、後継者の不手際を修復して、自らの顔が立つようにする、そのような役職であるらしいのです。

このような学園トップを抱えつつ、それでもなお責任ある教育と研究が粛々に行われています。トップの無能・無責任とはかかわりなく、教職協同の精神を大切に、「学生のために」を合言葉にする教学の日常的な営みのなかに、「立命館民主主義」のよりよき部分が息づいているからなのでしょう。学園の誇るべき財産は、教学を支える教職員の弛まぬ努力であり、そのもとで成長する学生たちの懸命な姿であります。その点を自覚して、学園ガバナンスの変革を進めることが、今なによりも急がれるのです。

(M&S&H)

事務局連絡先：〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学教職員組合 気付

「立命館の民主主義を考える会（元教職員）」

TEL:075-465-8200（宮澤気付） FAX:075-465-8201

メールアドレス rits.democracy@gmail.com

ホームページアドレス <http://rits-democracy.blogspot.com/>